

平成30年度熊本市入札等監視委員会第2回定例会議 審議概要

開催日時	平成31年1月28日（月）午後1時30分	
開催場所	市役所4階モニター室	
出席委員	大江 正昭（熊本学園大学社会福祉学部教授） 林 美貴（（公社）日本建築積算協会理事・九州支部長） 馬場 啓（弁護士） 森 美智代（熊本県立大学総合管理学部教授）	
審議対象期間	平成30年4月1日～平成30年9月30日（平成30年度上半期）	
抽出案件	計 15 件	（予定価格又は契約金額が熊本市契約事務取扱規則第14条の2各号に規定する額を超える額の契約の中から委員が抽出したものに關し、審議を行う）
	一般競争入札	11件
	指名競争入札	3件
	随意契約	1件
委員会からの意見・質問及びこれに対する本市の説明	1 入札契約の状況について 質疑なし 2 抽出事案について <u>（1）東区錦ヶ丘（錦ヶ丘公園～東バイパス）φ700耗配水管シールド工事【余裕工期あり】</u> 【質問】 予定価格と入札金額にかなり幅があるが、予定価格はどのように見積もるのか。また最低制限価格を下回るとなぜだめなのか。 【回答】 予定価格の積算方法は、土木積算基準書等に基づき単価積み上げ方式で設計金額をもとめ、設計金額と予定価格はイコールで設定している。入札状況調書を見ると、すべての金額が最低制限価格に寄っているということだが、予定価格は公告と同時に公表しているので業者は入札時点で予定価格を知っている。最低制限価格については、算出式及び算出に必要な工事費区分を公告と同時に公表している。最低制限価格というのは最低制限基準額に一定の割合をプラスした形で決定している。従って、業者は最低制限価格のある程度の目安はつく中で入札をしている。最低制限価格というのは、その価格以下で入札があった場合、適正な履行がなされない恐れがあるということで失格にする取り扱いにしている。その算定式については、国の低入札調査価格、中央公契連が定めている最低制限価格の標準的な求め方に準じて定めている。 【質問】 最低価格より低く工事ができるという業者がいるにも関わらず、最低価格で切ると公共工事の無駄は生じないのか。 【回答】 ダンピング防止ということで、国の公共工事の品質確保の促進	

委員会からの 意見・質問及び これに対する 本市の説明	に関する法律というのがあり、安くなりすぎると以前のように安かろう悪かろうとか、極端に安価な金額が設定されたり、下請け業者のほうにお金がまわっていかなかったりする恐れがあるため、国が示す最低ラインを算出する式に基づき最低制限価格を出しているの、それよりも下回った場合には失格ということで対応している。 〔質問〕 質の保証にそぐわない価格にならないようにということはもったもなことだが、13社の業者が予定価格よりも低く入札しているということは、予定価格が高いのではないか。 【回答】 低入札を防止する趣旨で地方自治法で認められた制度としては、低入札価格調査方式というものがある。一定の基準額よりも下回った入札について、入札者から見積書などを聴取してそれを精査し、履行可能という判断がついたものについては落札者とする方式。本市では、低入札価格調査は非常に事務処理に時間がかかるため、最低制限方式で実施している。 〔質問〕 最低制限価格の出し方は、一定の数字が明示されているが、失格となるような数字をわざわざ出してくるのか。 〔質問〕 最低制限価格は公告の時に公表するのか。 【回答】 最低制限価格ではなく予定価格を公表している。 【回答】 基準額の式と基準額を求めるために必要な要素は事前に公表するため、おおよそ近い数字は事前に知ることができるが、最低制限価格そのものを知ることはできないので、最低制限基準額の近いところに入れてこられる。それを実際に明らかになった最低制限価格と比較してみると、それよりも下に入っていることがある。 〔質問〕 最低制限価格は開札のあとに決まるのか。 【回答】 電子入札システムにより、開札の時点で、最低制限基準額を下回らないよう一定の範囲内で無作為に抽出して決定している。 <u>（２）四番漁港（畠口側）水産物供給基盤機能保全事業物揚場外保全工事</u> 〔質問〕 4者が申請の意思をみせながら最終的には3者が辞退をして1者に決まったという経緯だが、この辞退の意思は、入札のさいに意思がないということを電子で入れるのか。 【回答】 業者はインターネットの向こう側で自分たちの端末を見ながら入札金額を入れるが、その際に入札金額を入れない辞退ボタンというのがあり、それを押されたということ。 〔質問〕 辞退の理由は。 【回答】 辞退の理由は尋ねていない。震災後は非常に辞退が多くなって
--	--

委員会からの 意見・質問及び これに対する 本市の説明	いる。 〔質問〕 申請の意思があるというのはどの時点でわかるのか。 【回答】 申請書提出期限までに入札に参加する意思を表示される。 〔質問〕 辞退の意思はどの時点でわかるのか。 【回答】 開札をしてみないと辞退か入札金額を入れているのかわからない。 〔質問〕 申請から入札までの間に辞退ボタンを押されるのか。 【回答】 入札の前日の１６時までに辞退ボタンを押される。 〔質問〕 他社のどこかが申請書を提出したというのは他の業者にわかるのか。 【回答】 わからない。 〔質問〕 この間に調整がなされたのではないかとということが気になるが。 【回答】 熊本地震により、工事の不調不落が、平成２８年度から平成２９年度にかけて高い水準で発生した。平成３０年度はやや落ち着きつつあるものの依然として不調不落は続いており、その理由として、公共工事は市だけではなく県や国もやっており、民間工事もやっていて技術者を配置していくと、入札の参加意思は示したものの実際の施工はできないといった事情で、辞退するケースが増えていると聞いている。 〔質問〕 工事自体は特殊な工事ではないのか。 【回答】 特殊な工事ではないが、技術者が配置できないということ。 〔質問〕 どの業者が参加申請しているか予測することは困難なのか。 【回答】 難しい。 〔質問〕 申請から入札まで一定期間あり、その間に別の工事を落札して、仕事ができなくなって辞退したというケースも含まれるのか。 【回答】 事前に別の工事を落札して、この工事に振り分ける技術者がまわせなくなったということは考えられる。 <u>(３) 宅地耐震化推進事業（拡充）対策工事（その３）【余裕工期あり】</u> 質疑無し <u>(４) (熊本地震関連) 必由館高等学校体育館新築復旧に伴う杭地業工事</u> 〔質問〕 参加資格の地域要件が、熊本市内に本店を有するものとあるが、これはどのように理解するのか。 【回答】 ＪＶの代表者もその他の構成員も市内業者であることが条件。 〔質問〕 杭は特殊なので、安全面ということで技術的に市内に業者を限定して大丈夫なのか。 【回答】 本市においては杭工事はすべて市内業者に発注している。 <u>(１) ～ (４) 共通</u>
--	--

委員会からの 意見・質問及び これに対する 本市の説明	〔質問〕具体的に予定価格をどのように算出するのか。 【回答】工事の現場に応じた図面から必要な具材の数量を導き、それに公共工事の単価を掛けて積み上げていく、それに対して現場管理費、一般管理費等の必要経費を歩掛でのせていき、全体の設計価格を求めている。工事の場合、設計価格は予定価格とイコールにしている。 〔質問〕設計価格に何かを掛けるとかはしないのか。 【回答】していない。本市の場合は設計金額イコール予定価格。国から、設計金額から根拠のない減額、いわゆる歩引きをしてはならないと指導が出ている。 〔質問〕予定価格の算出の方法は何か決められているのか。 【回答】工事に必要な材料の数量があって、単価については基準、積算単価があるのでそれを掛けたところで、それに現場運営の費用や会社に必要な経費が率でかかってくるものがあり、それを全部足しあげたものが設計価格になる。これについては、各技術の担当課の担当が積算をして、設計価格を算出している。出てきた設計価格に対して、国のほうから根拠のない控除はするなというところで、現状設計価格イコール予定価格としている。 〔質問〕設計図にもとづいてこのくらいの値段だといったら、それを特別にねぎるなと国から指導があっているという理解でいいのか。値切っているのなら交渉次第ということになる。量が多ければ安くなるとかあるかもしれないが、それを勝手にやるなということか。 【回答】一般的な材料については、国や自治体で価格の調査が行われていて、そういった単価が国から県におりてきて市も使う、それにはないものは見積もりを何社かにとって、それで価格を決めるということもやっている。それで出来上がったものについて予定価格をたてて競争するという入札制度になっている。 <u>（５）（熊本地震関連）必由館高等学校体育館新築復旧その他工事【総合評価方式】</u> 〔質問〕体育館の工事は、やろうと思えば県内業者１社でもやれるような工事で、あえてJVを要件としているのはなぜか。 【回答】工事の規模が非常に大きいので、期間内に力を合わせて完成してもらおうということ、もう１つは大きな工事を１者だけで独占するのではなく、地場の業者にそれぞれに受けていただくというところがある。 <u>（６）熊本駅前連絡通路（エレベータ・エスカレータ）部品取替工事</u> 〔質問〕こういうものは基本的には減価償却が終わるまでは随意契約と
--	---

委員会からの 意見・質問及び これに対する 本市の説明	考えたほうがいいのか。実際、機器、部品を別の会社のものにはできないと思う。 【回答】部品を持っているのはそのメーカーだけ。部品の保有年限を超えて使用するという場合もあるが、そういった場合に一般の市場でそれを手に入れることはできない。逆にその保有期間を過ぎてしまうと完全にそのメーカーでないとメンテナンスができない。 〔質問〕年間保守点検業務委託で、部品の早急な取替えが必要との報告を受けたとのことだが、この保守点検業務委託を受けている業者はどこか。 【回答】保守点検も同じ業者がおこなっている。こちらは指名競争入札で業者を決定している。 〔質問〕保守点検業務委託で部品交換が必要になると言えば、随意契約でその業者に部品が発注になるということか。 【回答】この流れでいくと、今回たまたま同じ業者だったが、保守業者から取り換えの要望があればメーカーのほうにという流れになる。 〔質問〕保守点検は何年契約か。 【回答】1年間の契約。 〔質問〕このエレベーターはできて何年くらいで、何回目ぐらいの部品交換になるのか。 【回答】できたのは平成22年。大きい取替は過去1回、1,000万円くらいの別の部品の工事がおこなわれている。 〔意見〕前回もこの業者が随意契約でやっているのだろう。仕方はないが、1回取るとずっとという感じではある。 <u>(7) (熊本地震関連) 必由館高等学校体育館新築復旧その他工事監理業務委託</u> 質疑無し <u>(8) 河内まちづくりセンター外3施設空調設備保守点検業務委託</u> 質疑無し <u>(9) 環境総合センター外4施設空調設備保守点検業務委託</u> 〔質問〕落札率35.9%とあるが、予定価格が高めだったのではないか。 【回答】予定価格は営繕課建築保全室のほうで積算していて、基本国の単価の積上げで積算している。本件の落札業者について、過去の入札実績について調べてみると、数件低い金額で落札している経緯がある。従ってこの業者に関しては、低い金額で応札する傾向にあると考えているところである。
--	---

	〔質問〕 履行状況については問題ないのか。 【回答】 問題はない。 〔質問〕 予定価格が高すぎたのか、予定価格が適正であれば、落札金額で品質確保は大丈夫なのか。他の業者の応札金額は予定価格に近いが。 〔質問〕 確かに業務はちゃんとおこなっていても、その結果従業員の給料は低いということで果たしていいのか。こういった形で成り立つのか。 【回答】 あまりにも低廉だと、履行がきちんとなされているかという問題は考えられる。ちなみに人件費の割合が大きいということで消防設備保守点検には、昨年最低制限価格を導入した。空調については、まだそこまで人件費の比率が大きくないので、今のところ最低制限は入っていない。今後いろいろ調べて研究していきたい。 （１０）平成 30 年度市内ネットワーク情報機器等賃貸借(基幹サーバ等) 〔質問〕 参加条件として、同種同業務の実績があり、実績がないと安心して頼めないというのはわかるが、契約締結後、履行中の段階で問題があっても安心して契約できないと思う。その辺チェックシステムは何かあるのか。 【回答】 履行中のトラブルの多い業者などのチェックはしていない。参加条件をあまり厳しくするとハードルが高くなるので、実績としては履行中もしくは履行を完了したところとしている。 〔質問〕 他都市から業者のトラブルに関する情報が仮にあったとして、それを排除するシステム、方法はあるのか。 【回答】 本市では、契約政策課に事前に事業所の申請をしてもらい、申請の審査を通ったものの中から、各課が業者を選ぶという形になっている。 （１１）熊本市指定収集袋保管配送業務委託 質疑無し （１２）救急車(高規格救急自動車) 〔質問〕 仮契約を結んだ状態だとまっているのか。 【回答】 予定価格 4, 0 0 0 万円以上の動産の買い入れは本市の条例では議決案件となっていて、その時点で仮契約をして、契約書の中に議決があれば本契約とすると記載しているので、それをもって本契約としている。 （１３）プール薬品(有機系殺菌消毒剤) 〔質問〕 ２者しかメーカーがないのか。 【回答】 小中学校のプールに入っているろ過機で、推奨されているもの
--	--

	がこの２社の分。 〔質問〕 メーカーとしては、この２社しか作ってないのか。 【回答】 他にもたくさんあるが、学校の機械にあうのがこの２社のもの。 （１４）市電の運行に使用する電気【単価契約】 〔質問〕 資格なしの業者が１者あるが、この１者に理由を付した通知はいくのか。 【回答】 審査会后、資格なしの通知を出した。 〔質問〕 理由をつけたのか。 【回答】 参加資格（１）に該当しないということで通知を出した。 〔質問〕 申請をする時点で、申請者が自分の会社が資格があるのかないのかチェックすることは不可能なのか。 【回答】 当該申請者においては、公告に記載の入札参加資格の確認がなされておらず、未登録業者であったことから、その旨、連絡をしたが、提出期限までに参加資格者名簿に登載するための申請がなかったものである。 〔質問〕 新電力導入は多くの自治体で非常に話題になったと思うが、この案件では新電力は関係ないのか。 【回答】 市電の運行について年間約４３０万キロワットアワーを使用しているが、平成２６年度から入札を行っている。平成２６年度から昨年までは新電力が落札していたが、今年度は新電力以外が落札した。 （１５）量水器検定修理【単価契約】 質疑無し ３ 低入札価格調査運用状況について 該当なし ４ 指名停止等運用状況について 質疑無し ５ 談合情報対応状況について 該当なし ６ 苦情処理状況について 該当なし ７ 入札及び契約手続きに関するその他の対応状況について 該当なし
委員会による意見の具申・勧告	特段の意見、具申及び勧告はなかった。